

長野県福祉医療費給付事業補助金の補助対象範囲の拡大 について

長野県では、福祉医療費給付事業検討会において、平成 21 年 11 月に福祉医療制度の見直しが行われた結果、乳幼児等の補助対象範囲は、小学校 1 年生から 3 年生の入院までの拡大が決定されましたが、通院は対象となっていません。

現在、事業主体が各市町村となっている福祉医療費給付制度は、本来、国内で一元化することが望ましく、最低限県単位で統一すべきと思われます。持続可能な制度とすることも重要と思いますが、県内の多くの市町村で県の補助対象範囲以上の給付を行っている状況を踏まえ、福祉医療費の県補助対象範囲について、小学校 1 年生から 3 年生までの入院だけでなく、通院についても、所得制限を行わずに対象とするよう要望します。